

議案第 8 号

橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例について

橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 15 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 148 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前
(定義) 第 2 条 略	(定義) 第 2 条 略	
2 略	2 略	
3 この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び保険外併用療養費をいう。	3 この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、家族療養費、療養費、保険外併用療養費及び特別療養費をいう。	
4 略	4 略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。